

令和6年度茨城県滞納債権回収業務委託プロポーザル実施要領

1 件名

令和6年度茨城県滞納債権回収業務

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の概要

(1) 目的

滞納が発生している債権に係る回収業務（以下「委託業務」という。）を委託することにより、催告、納付相談、法的措置等を適切に実施し、確実に効率的な債権管理の実現を目的とする。

(2) 委託業務の内容

別添「令和6年度茨城県滞納債権回収業務仕様書」のとおり

4 審査委員会

「令和6年度茨城県滞納債権回収業務委託に関する企画提案競争審査委員会設置運営要領」に基づき、審査委員会を設置及び運営する。

5 審査及び候補者の選定

- (1) 審査は、別表に定める評価項目により、企画提案書に基づいて審査し、本業務に関する候補者（以下「候補者」という。）として選定する。
- (2) 企画提案書に関連し、ヒアリングが必要な場合には、必要事項について別途通知する。
- (3) 審査結果については、企画提案書の提出者全員に通知する。
- (4) 候補者と県は、企画提案書の内容をもとに、必要に応じて、具体の履行条件などについて協議・調整し、契約の手続きを進める。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書等を電子メール又は郵送（書留郵便等の配送の記録が分かる方法に限る。）により提出すること。

(2) 提出書類

電子メールによる提出の場合は以下の提出書類一式をデータで提出すること。

郵送による提出の場合は以下に示す必要部数を提出すること。

- ① プロポーザル参加申込書（様式1） 1部
- ② 誓約書（様式2） 1部
- ③ 応募者概要書（様式3-1～3-3のいずれか） 1部
- ④ 企画提案書（様式4） 5部
- ⑤ 弁護士又は弁護士法人であることがわかる書類（写し可） 1部
- ⑥ 構成弁護士の役割、責任分担に関する書類

（複数の弁護士で構成するグループで応募する場合のみ）※例：構成弁護士による協定書等

(3) 提出先

茨城県総務部行政経営課改革推進 G

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 電話 029-301-2211

電子メール misai@pref.ibaraki.lg.jp

(4) 提出期限

令和 6 年 3 月 22 日 (金) までとする。

※電子メールの場合は令和 6 年 3 月 22 日 (金) 午後 5 時までに到着したものを有効とし、郵送の場合は、令和 6 年 3 月 22 日 (金) までに到着したものを有効とする。

7 プロポーザルに関する質疑受付・回答

(1) 質疑の提出方法

質疑・回答書 (別紙) により、電子メールで提出するものとする。なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

(2) 質疑受付期間

令和 6 年 3 月 5 日 (火) から 3 月 15 日 (金) 午後 5 時までとする。

(3) 提出先

茨城県総務部行政経営課改革推進 G

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 電話 029-301-2211

電子メール misai@pref.ibaraki.lg.jp

(4) 回答方法

質疑は、令和 6 年 3 月 19 日 (火) 午後 5 時までに電子メールにより回答する。

また、回答内容は入札情報サービスにも掲載する。

入札情報サービス URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

なお、回答書の記載事項は、本説明書の追加または修正とみなす。

8 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 契約書作成は要とする。

なお、電子契約サービスの利用を希望する場合は、メールアドレス確認書 (様式 5) を企画提案書と併せて提出すること。

(3) プロポーザルの参加に要する経費については、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(4) プロポーザルの審査内容に関しては、一切公表しない。

(5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(6) 委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

(7) 契約保証金は契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当すると県が判断するときは、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

(8) 当該調達に係る令和 6 年度当初予算が否決された場合又はその執行が停止された場合は、この公告によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとする。

別表 企画提案を特定するための評価項目

業務基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度茨城県滞納債権回収業務委託の目的に合致しているか。 ・県の信頼性を損なうような計画になっていないか。 ・債務者への配慮がなされているか。
業務の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・催告や納付相談、必要な調査等の方法は適切か。 ・計画書の内容を確実に遂行できるか。 ・効果的な回収を行う提案がされているか。
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な業務執行体制を有しているか。 ・委託業務に必要な知識及び経験を有する人材を十分に確保しているか。 ・コンプライアンスに対する適切な体制は整っているか。 ・個人情報 は適切に管理・保護されているか。 ・トラブル発生時の対応は適切か。
業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務において、十分な実績を有しているか。
報酬（委託料）	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬の計算方法は適切か。